

富里市家畜防疫事業補助金交付要綱

(平成19年3月30日告示第101号)

改正 平成22年1月26日告示第11号 平成22年5月13日告示第82号
平成25年3月25日告示第53号 平成28年3月31日告示第65号
平成31年3月29日告示第92号 令和2年10月1日告示第132号
令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、畜産物の安定供給と畜産経営の安定化のため、家畜疾病の予防と畜産環境衛生の向上を推進し、もって畜産振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、富里市家畜防疫協会（以下「協会」という。）とする。

(交付)

第3条 協会が行う事業に対し、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象経費、補助金額等)

第4条 補助の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 協会は、規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、4月末日までに、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に規定される家畜伝染病が国内で発生し、まん延防止のための緊急対策にあつては、事業着手前までに、補助金の交付の申請をするものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前年度決算書

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する交付申請があつた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、規則第8条の規定により協会に通知するも

のとする。

(実績報告)

第7条 協会は、補助事業が完了したときは、規則第15条の規定により事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に補助事業等実績報告書を提出しなければならない。

(交付額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、規則第16条の規定により協会に通知するものとする。

(交付の請求)

第9条 協会は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 協会は、規則第19条の規定により補助金を概算払又は前金払により交付を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成22年1月26日告示第11号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年5月13日告示第82号)

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の富里市家畜防疫事業補助金交付要綱は平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月25日告示第53号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第65号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第92号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年10月1日告示第132号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月18日告示第34号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区 分 | 補助対象経費 | 補助率及び補助金額 |
|-------------------|--|------------|
| 家畜予防衛生対策 | 家畜の疾病予防及び衛生環境改善に係る薬剤共同購入事業の総事業費 | 事業費の3分の1以内 |
| 豚オーエスキー病対策 | 豚オーエスキー病対策事業における抗体検査料金及び予防接種負担金 | |
| 牛結核、ブルセラ症及びヨーネ病検査 | 家畜伝染病予防法第5条に基づく牛結核、ブルセラ症及びヨーネ病検査における検査料金 | |
| 家畜伝染病緊急対策 | 家畜の伝染病予防に係る薬剤購入の総事業費 | 事業費の2分の1以内 |